

中間損益計算書

(単位：百万円)

科目	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度 要約損益計算書	
	(自 平成12年9月29日 至 平成12年9月30日)		(自 平成13年4月 1日 至 平成13年9月30日)		(自 平成12年9月29日 至 平成13年3月31日)	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
		%		%		%
営業収益	1,763	100.0	110,346	100.0	114,020	100.0
営業費用	267	15.1	10,567	9.6	13,961	12.2
社債利息	-		4,078		5,723	
販売費及び一般管理費	267		6,489		8,237	
営業利益	1,495	84.9	99,778	90.4	100,059	87.8
営業外収益	0	0.0	22	0.0	54	0.0
営業外費用	385	21.9	392	0.3	820	0.7
經常利益	1,109	63.0	99,408	90.1	99,293	87.1
税引前中間(当期)純利益	1,109	63.0	99,408	90.1	99,293	87.1
法人税、住民税及び事業税	513	29.2	1,067	1.0	1,678	1.5
法人税等調整額	47	2.6	46	0.0	149	0.1
中間(当期)純利益	642	36.4	98,294	89.1	97,764	85.7
前期繰越利益	-		50,007		-	
中間(当期)未処分利益	642		148,302		97,764	

< 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項 >

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及びその他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 3年 ~ 38年

器具及び備品 : 3年 ~ 20年

(2)無形固定資産

商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

創立費については商法の規定により每期均等額（5年）を償却しております。

なお、中間会計期間においては、年額の1/2を償却しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

< 追加情報 >

自己株式は、従来、「その他の流動資産」に含めて計上しておりましたが、「証券取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成13年9月25日付内閣府令第76号）附則第3条が規定されたことに伴い、当中間期より資本の部の末尾に「自己株式」を設けて資本から控除する方法により表示しております。この方法により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部及び資本の部はそれぞれ5百万円減少しております。

< 中間貸借対照表関係 >

1. 有形固定資産の減価償却累計額は466百万円となっております。

2. 関係会社社債及び関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び劣後特約付貸出金であります。

3. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

< 中間損益計算書関係 >

1. 営業外費用のうち主要なもの

創立費償却	385 百万円
-------	---------

2. 減価償却実施額

有形固定資産	169 百万円
--------	---------

無形固定資産	49 百万円
--------	--------

< 有価証券関係 >

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び
関連会社株式で時価のあるものではありません。